

令和2年12月11日

各局・区長
危機管理担当局長
会計管理者
水道事業管理者
教育次長
行政委員会等事務局長
様

企画総務局長
(人事部人事課・給与課・福利課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための職員の出勤者数を削減する取組等について（通知）

各局・区等におかれましては、「職場等における新型コロナウイルス感染防止について」（8月3日付け企画総務局長通知）、「職場での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」（12月3日付け福利課職員健康管理担当課長通知）等に基づき、テレワーク、時差出勤の積極的な活用、年次有給休暇・特別休暇の取得等（別紙1及び別紙2を参照）により、感染防止に取り組んでいただいているところです。

全国的に新規感染者数が増加する中、11月下旬以降、広島市内を中心に感染者数は急増し、感染状況が県内全域にわたって拡大基調となっています。このため、「広島県・広島市『新型コロナ感染拡大防止集中対策』の実施について」（別紙3）に基づき、出勤者数の削減等の要請がなされていることを踏まえ、本市においても下記のとおり感染防止の更なる徹底を図るための取組を実施します。

各局・区長等におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、取組を強力に推進していただきますようお願いします。

また、別紙3の「3(2) 広島市民への要請」、「3(4)ア 年末年始の帰省の自粛」についても、併せて所属職員に周知いただきますようお願いします。

職員は市民と接する機会が多いことから、市民よりも、より一層の注意が求められることを職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が他者への感染拡大を防ぐということを肝に銘じ、発熱などの症状がある時は、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診するなど、職員に対し、改めて注意喚起をお願いします。

記

1 出勤者数の削減

(1) 次に掲げる業務を担う部署を除く部署の職員について、目標（出勤率5割未満）を定め実行する。

| 業 務 | 部 署 の 例 |
|--|---|
| 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策業務や感染拡大の影響により緊急対応が求められる業務 | 危機管理室、健康福祉局保健部、衛生研究所、保健センター、経済観光局産業振興部など |
| 市民の日常生活に不可欠なサービスを提供する業務 | 保育園等、清掃工場、環境事業所、水資源再生センター、浄水場、区役所市民部市民課、保険年金課、消防局など |
| 高齢者、障害者、生活保護受給者など特に支援が必要な市民に対し直接支援を行う業務 | 福祉事務所、児童相談所など |
| 事務スケジュールが法定されているなど延期又は中止できない業務 | 財政局税務部、市税事務所、収納対策部など |

(2) 目標達成のための方法

所属長は、部署内の全ての職員について、次のいずれかの方法の適用について検討した上で、職員ごとに適用可能な方法をあてはめることにより、出勤者数の削減を行う。

ア 週休日の振替・代休日の指定

イ テレワークの利用（個人単位のテレワークの拡大等について（令和2年11月13日付け通知（別添）参照。））

ウ 年次有給休暇又は特別休暇（感染拡大防止のための特別休暇は別紙2のとおり。）の取得

(3) 上記(1)の表に掲げる業務を担う部署における取組

所属長は、自らの部署の目標を定めて、週休日の振替・代休日の指定、テレワークの利用等により、可能な限り出勤者数の削減に努める。

(4) その他

職員が出勤する場合であっても、時差出勤やWEB会議の活用、空き会議室等を利用した分散勤務、職員食堂の分散利用等により、感染拡大防止に向けた取組を徹底していただきますようお願いします。

2 実施期間

令和2年12月12日（土）から令和3年1月3日（日）まで

担当 人事課人事係 鍛治岡課長補佐、小川主査

（内線2312、2398）

給与課労務係 田本課長補佐、佐々木主査

（内線2335、2336）

福利課保健係 江頭課長補佐、宮下専門員

（内線2371、2365）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組

| 区分 | 取 組 | 実 施 期 間 |
|----|---|--|
| 1 | <p>テレワークの応募要件の拡大 交通機関を利用して通勤する職員であって、テレワークに従事している者は、介護や育児等でない場合でも、テレワークを可能とする。</p> <p>(2月28日及び4月8日付け通知)</p> | 3月2日から 当分の間 |
| 2 | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた県外出張の抑制 (4月8日付け通知)</p> | 4月8日から 当分の間 出張先の緊急事態宣言の発令状況等を踏まえた上で、職員の健康管理と出張の必要性とを考慮し、旅行命令権者が適切に判断 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 週休日の振替・代休日の指定 (2) 時差出勤 公共交通機関の利用に関わらず、全職員を対象とともに、午前7時から午後1時までの間で、30分単位で始業時間を設定可能とする。 (3) 時差休憩・職員食堂の分散利用 (4) テレワークの応募要件の拡大 テレワークの対象となる職員を、公共交通機関を利用して通勤する常勤職員以外（自動車、バイク、自転車、徒歩等）にも拡大する。 (5) 分散勤務 (6) 職場内の感染防止行動 (4月15日及び12月3日付け通知) | 4月15日から 当分の間 |
| 4 | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための職員の出勤者数を削減する取組 市民の日常生活に不可欠なサービスを提供する業務を担う部署を除く部署の職員について、目標（出勤率5割未満）を定め実行する。</p> <p>(4月20日及び同月30日付け通知) (12月11日付け通知)</p> | 4月20日から 5月31日まで 12月12日から 1月3日まで |

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合の特別休暇の対象とする事由等

令和2年8月12日現在

| 区分 | 事由 | 実施期間 |
|----|---|----------------|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症の影響により次のいずれかの事態が生じ、職員が子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (1) 職員の子が通う学校が臨時休校となり、又は保育園、認定こども園等が臨時休園になったとき (2) 職員の子が感染者の濃厚接触者に特定され、学校への出席停止の措置を受け、又は保育園、認定こども園等への登園を避けるよう要請を受けたとき (8月12日付け通知) | 8月12日（水）から当分の間 |
| 2 | 職員に風邪症状や37.5℃以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等（以下「風邪症状等」という。）があることから、療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (4月8日付け通知) | 4月13日（月）から当分の間 |
| 3 | 職員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合 (3月12日付け通知) | 3月13日（金）から当分の間 |
| 4 | 職員の同居の家族に風邪症状等がある場合で、職員が看病等をする必要がある場合 (4月8日付け通知) | 4月13日（月）から当分の間 |
| 5 | 職員の同居の家族が新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合 (3月12日付け通知) | 3月13日（金）から当分の間 |

注1 特別休暇の対象職員は、全職員である。

2 区分2及び4の事由により特別休暇を取得した場合は、特別休暇取得後に「風邪症状等が見られる者の状態等報告書」の提出が必要である。